

熊本市単位老人クラブ助成金の手引き

令和8年（2026年）2月

熊本市

【目次】

1	手引きについて	2ページ
2	老人クラブの組織について	2ページ
3	助成金を受ける条件と助成金額	2ページ
4	助成金の対象となる経費について	3ページ
5	助成金の対象とならない経費について	3ページ
6	オンライン申請について	4ページ
7	助成金申請の大まかな流れ	4ページ
8	申請や実績報告の際に必要な書類の一覧表	6ページ
9	助成金申請や実績報告を作成する際の留意点	7ページ
10	交付申請・概算交付申請（記載例）	8ページ
11	随時受付（記載例）	14ページ
12	実績報告（記載例）	16ページ
13	老人クラブの新規結成について	19ページ
14	老人クラブの解散について	19ページ
15	老人クラブ助成金に関する問い合わせ先	19ページ

1 手引きについて

単位老人クラブ（以降「老人クラブ」と称します。）は、地域を基盤とする高齢者が自主的に結成している組織です。老人クラブにおいては、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動などを行っており、本市はその活動経費の一部を助成金として、国からの補助金制度も活用しながら支援しております。

助成金申請や実績報告等の書類を各老人クラブで作成する際に、この「熊本県単位老人クラブ助成金の手引き」をご活用いただければと思います。

2 老人クラブの組織について

老人クラブの組織については、次のとおり国から示されています。

(1) 会員

- ① 年齢は 60 歳以上としますが、老後の社会活動の円滑な展開に資するためであれば、60 歳未満でも加入を妨げません。
- ② 老人クラブの範囲は、活動が円滑に行える程度の地域（エリア）に居住する者で組織するものとします（町内自治会単位で結成しているクラブが多いです）。

(2) 会員の規模

おおむね 30 人以上とします。ただし、山村などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではありません。

(3) 役員

会員の互選によって代表者(会長)を必ず 1 人は選出してください。また、必要に応じて役員を選任することができます。

3 助成金を受ける条件と助成金額

(1) 助成金を受ける条件

助成金を受けるには、健康づくり・生きがいづくり・社会奉仕といった活動を月に 1 回以上、年間で 9 か月以上（年度途中の新規結成団体は 6 か月以上）行うことが条件です。8 か月以下の活動（年度途中の新規結成団体は 5 か月以下）では、助成金を受けることができません。また、助成対象の活動に要する経費（助成対象経費）が、(2)の「助成金額」を上回っている必要があります。

(2) 助成金額

- ① 老人クラブ活動助成金 年額上限：48,000 円

※年度途中で活動の開始または休止（解散を含む。）があった場合には、活動のない月について、老人クラブ活動助成金を月割りで減額します。

※減額の式：活動のない月数×4,000 円

- ② 老人クラブ健康助成金 年額 5,000 円

※(1)の条件を満たしていれば、満額助成します。

4 助成金の対象となる経費について

次の活動を行うために必要な経費が助成の対象です。なお、参考として、代表的な活動を記載しています。

※記載外の活動も以下の項目の趣旨に合致すると判断されれば助成金の対象経費となることがあります。お住まいの区役所の福祉課までお尋ねください。

(1)健康づくりにつながる活動

体操、スポーツ、ウォーキング、その他体を動かす活動など。

(2)生きがいづくりにつながる活動

講座、勉強会、趣味・文化活動、旅行・レクリエーション活動など。

(3)社会奉仕活動

見守り活動、サロン（茶話会）、交通安全・防犯活動など。

※会員に対する近況確認、情報提供、相談対応で使用した電話代も該当

(4)その他上記活動に関わる活動・費用

会議（活動を話し合う目的）、連合会負担金（熊本県老人クラブ連合会及び熊本市老人クラブ連合会が主催する健康・生きがい・社会奉仕活動に参加するための費用）、ボランティア保険、感染防止対策など。

5 助成金の対象とならない経費について

次の経費は、助成金の対象外です。老人クラブの会計から支出して構いませんが、助成金以外から支出してください。

対象外経費	支出例	補足
繰越金、予備費	繰越金、予備費、分配金、〇〇費の返金など	実活動において利用していない経費に分類されるため、対象外。
慶弔費、寄付	冠婚葬祭（香典など）、見舞金、祝金・祝品としての金品の購入費（※）、線香代、玉串料、供花、盆供養、無縁仏供養、阿弥陀供物、寄付金等	「高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動」に該当しないため、対象外。 ※ 長寿・誕生日祝いなどの行事での単なる金品・物品購入は対象外（行事などは開催せず、個別配布するのみの場合など）。
アルコール飲料代	アルコールが含まれる飲食費	特定の場所に集まって活動をする場合で、活動時間が長く食事や水分補給が必要と考えられる場合の弁当、茶菓子、お茶やジュース等の飲み物は、対象経費となります。

6 オンライン申請について

国において行政の手続きをデジタル化する取組を推進しており、本市においても、市民の負担軽減につながるデジタル化を進めています。

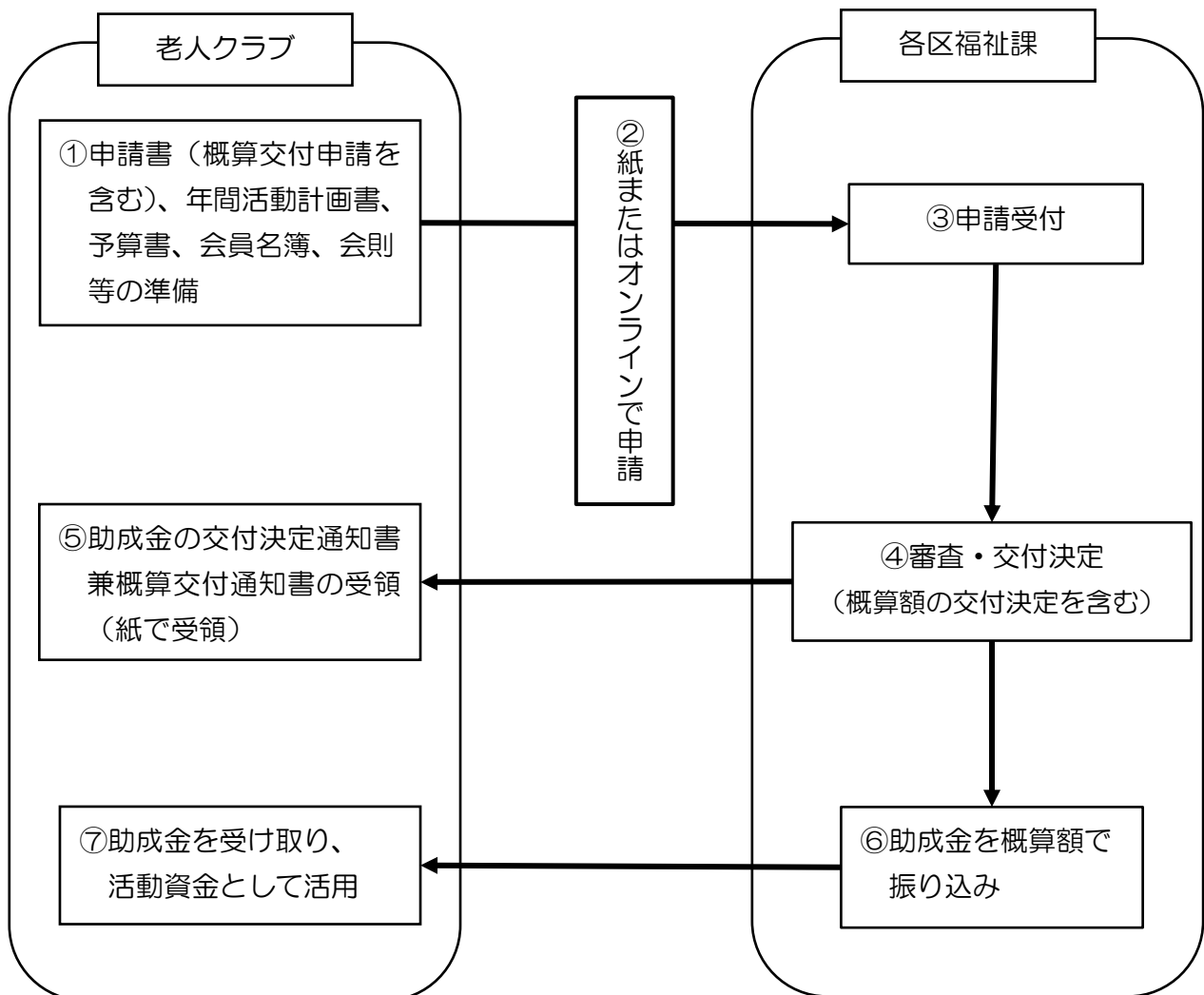
老人クラブ活動の助成金については、紙による申請方法に加え、パソコン等でのオンラインでの手続きが可能です。

オンライン申請をご希望の方は、「熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金の実績報告交付申請等に関する書類の提出について（依頼）」の文中にあるオンライン申請 URL もしくは二次元コードにアクセスいただき、①老人クラブ名、②氏名、③認証 ID、④認証キー、⑤連絡先のメールアドレス、⑥電話番号をご入力の上、申出をいただきますと、各種申請書の電子データ（前年度の申請者情報等が入力された Excel ファイル）とオンライン申請マニュアルを⑤のメールアドレスにお送りいたします。その後の作業については、7ページの【注意点・作成方法について】(2)をご覧ください。

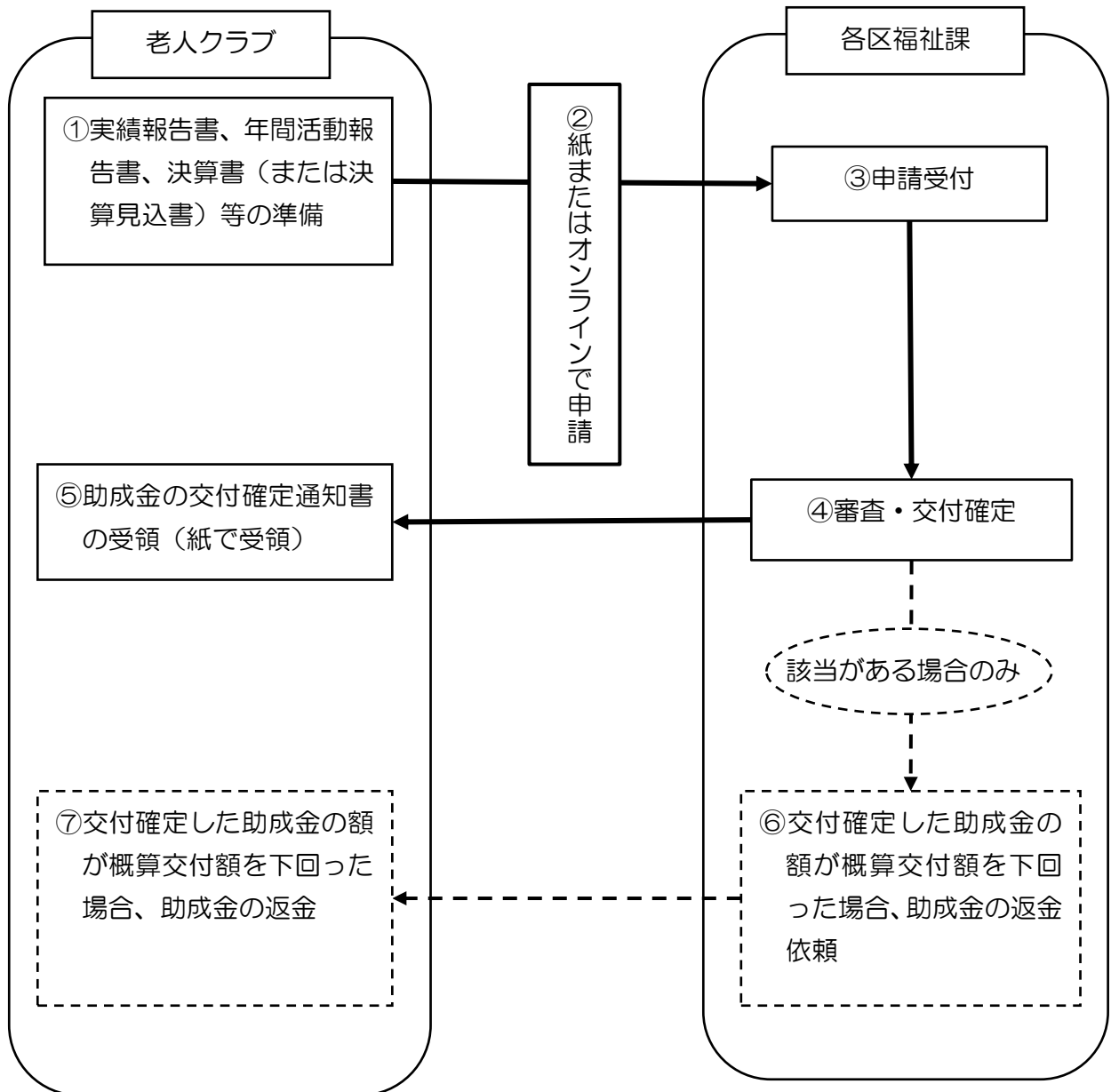
7 助成金申請の大まかな流れ

※「老人クラブ」の枠の中の部分を老人クラブの皆さんが対応します。

(1) 交付申請、概算交付申請



(2)実績報告



8 申請や実績報告の際に必要な書類の一覧表

老人クラブの助成金を申請、また実績を報告する際に必要な資料を一覧にまとめました。提出の前にご確認ください。

	番号	書類名	提出	作成方法	チェック
令和8年度交付申請・概算交付申請	申1	老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付申請書 兼 概算交付申請書	必須	紙・電子	
	申2	委任状 ※ 申請者（会長）と口座名義人が違う場合に提出してください	会長と 口座名義人が 違う場合のみ	紙・電子	
	申3	助成金入金口座の通帳の写し（入金口座を 変更 する場合のみ） ※1 通帳の「表紙」と「開いて1ページ目」の部分の計2か所 ※2 金融機関名、店名、口座番号、口座名義人を確認	入金口座を 変更する 場合のみ	紙・電子	
	申4	令和8年度 老人クラブ年間活動計画書 ※ 月1回以上の活動を記載してください	必須	紙・電子	
	申5	令和8年度 老人クラブ収入支出予算書 ※ 助成対象経費が助成金額よりも多いこと	必須	紙・電子	
	申6	令和8年度 老人クラブ会員名簿	必須	紙・電子	
	申7	会則 ※ 必ず提出してください ※ 助成金申請手続き後に変更があった場合も随時ご提出ください	必須	紙・電子	
令和7年度実績報告	実1	令和7年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び健康増進助成金事業実績報告書	必須	紙・電子	
	実2	令和7年度 老人クラブ年間活動報告書 ※ 各クラブで作成された別様式でも可	必須	紙・電子	
	実3	令和7年度 老人クラブ収入支出決算書（決算見込書） ※1 各クラブで作成された別様式でも可。 ※2 総会が未了等の場合は、決算見込書をご提出ください。	必須	紙・電子	
随時受付	随1	代表者変更届（随時受け付けます） ※ 令和8年度交付申請と同時の場合のみ、電子申請が可能です。	必要がある 場合	紙・電子	
	随2	解散届（随時受け付けます） ※ 解散されるクラブは解散届の提出が必要となりますので、各区福祉課へご連絡ください。	必要がある 場合	紙のみ	

※令和8年度以降申請をされない場合は、各区役所福祉課にご相談ください

【注意点・作成方法について】

- (1)申請は、紙・オンラインのどちらでも可能です。ただし、「紙のみ」の書類はオンライン申請できませんので、紙で作成、ご提出をお願いします。
- (2)オンライン申請の場合、本市からお送りする各種申請書の電子データ（前年度の申請者情報等が入力された Excel ファイル）をご確認いただき、最新の情報に更新の上、オンライン申請サイトにおいて、完成したデータ（予算書等を各自で作成した場合はそのファイル）の提出をお願いいたします。※提出方法はオンライン申請マニュアルをご参照ください。
- (3)紙・オンラインどちらの場合でも、申請書等については書類への印鑑の押印は不要です。ただし、紙で交付申請を行う場合のみ、口座名義人が代表者（会長）でないとき（会計担当者等）は、「委任状（申2）」に代表者（会長）の印鑑を押印してください。

9 助成金申請や実績報告を作成する際の留意点

- (1)今回、皆様の申請等に係るご負担の軽減のため、一部の提出書類について、前年度の申請者情報（活動計画書、予算書、名簿、活動報告書、決算書の内容を除く）を本市にて記載したものをお送りしています。代表者や入金口座等の変更がない場合は、そのままご提出ください。記載内容に変更等がある場合は、記載済の申請書等は使用せず、同封の未記載の申請書類にご記入をお願いいたします。
- (2)紙で作成する資料は、改ざん防止のため、ボールペンや万年筆等、消すことが出来ない筆記具で作成してください。消えるボールペン（フリクションペン等）や鉛筆は使用できません。
- (3)紙で作成する資料の修正方法は、次のいずれかとなります。
 - ・文書の再提出
 - ・訂正印（代表者の私印、認印可）による訂正
 - ・訂正署名（訂正箇所に二重線を引いた上で正しい文言を記載し、その隣にフルネームで署名）による訂正※修正ペンや修正テープ、上から紙を貼り付けての修正等はできません。
※審査の過程で、助成金額に影響しない軽微な不備等については、職員にて修正させていただく場合がございます。（必要に応じて代表者様に確認させていただきます。）
- (4)記入方法や書類作成方法がわからない場合は、お住まいの区の福祉課へお問い合わせください。
- (5)オンライン申請をする際の留意点は、オンライン申請マニュアルにまとめていますので、そちらをご参照ください。

10 交付申請・概算交付申請（記載例）

(1) 助成金交付申請書兼概算交付申請書

様式第1-2号(第11条関係)

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付申請書兼概算交付申請書

熊本市長 (宛)

令和8年 月 日

1

日付は、提出日や消印日を市で記載しますので、記入は不要です。

申1

老人クラブ名： 花畑老人クラブ
手取 校区 1 町内(地区)
 (代表者)住所：熊本市 中央 区 手取本町1-1
 氏名：会長 熊本 太郎
 電話：自宅 (096) 328 - 2963
 携帯 (090) 1111 - 0000

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第5条及び第11条の規定により下記のとおり申請します。また、熊本市から交付される同助成金の請求を熊本市 区役所福祉課長に委任するとともに、下記の金融機関口座に支払われるよう依頼します。その他、提出書類について、助成金額に影響しない軽微な修正を熊本市が行うことに同意します。

記

2

- 1 助成事業の名称
令和8年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金
- 2 助成事業の目的及び内容
高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉・健康の増進に資することを目的として老人クラブ活動を行うもの。
- 3 助成対象事業費
別紙「収入支出予算書」の
- 4 交付を受けようとする助成金
53,000 円
- 5 概算交付申請
(1)概算交付申請額 53,000 円
(2)概算交付申請理由 各種活動等に経費が必要だが、自己財源が不足するため。

前年度の申請者情報を本市にて記載した書類と未記入の書類をお送りしています。変更等がない場合は、記載済の書類をそのままご提出ください。変更等がある場合は、未記入の書類に記入の上、ご提出ください。

6 金融機関口座

金融機関名	支店名等	預金種目	口座番号
肥後銀行	本店	普通・当座	1234567
(フリガナ)	ハナバタロウジンクラブ カイケイ クマモト ハナコ		
口座名義人	花畑老人クラブ 会計 熊本 花子		

※ 口座名義人がいない場合は、別途、委任状をご提出ください。

前回と変更がない場合は、確認は不要です。
 ※前回と変更する場合は、通帳の内容と相違ないかをご確認ください(口座名義は通帳表紙のとおり記入等)。

名義が会長以外(会計、副会長等)の場合は、別紙「(申2)委任状」を添付してください。

(2)委任状

口座名義人が会長でない場合（会計・副会長等）、提出してください。
会長の印鑑の押印が必要です。
オンライン申請の場合、委任状への押印は不要です。

日付は、提出日や消印日を市で記載
しますので、記入は不要です。

申2

委 任 状

令和 年(年) 月 日

熊本市長 宛

1

老人クラブ名： 花畑老人クラブ
手取 校区 第 1 町内(地区)
(代表者・委任者) 住 所： 熊本市 中央区手取本町1-1
氏 名： 会 長 熊本 太郎 印

私は、熊本市から交付される熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ活動費の取組に必要と認められる一切の権限を下記の者に委任します。

記

(受任者)

クラブ名： 花畑老人クラブ
住 所： 熊本市 中央区手取本町1-2000
氏 名： 熊本 花子

代表者（会長）の押印が必要です。
※紙提出の場合

振込先口座の名義人です。
通帳の表記のとおり
ご記入ください。

2

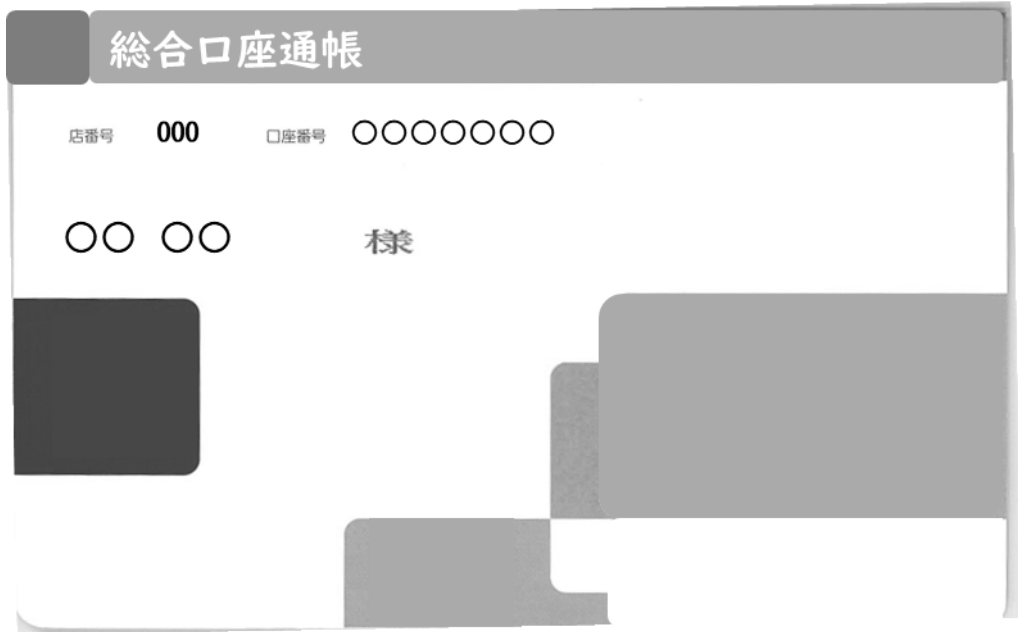
※ 助成金の振込を希望する金融機関口座の口座名義人が代表者(会長)でない場合(会計担当者等)は、この様式の代表者氏名欄に押印の上、受任者欄を記入して提出してください。

※ 口座名義人が代表者(会長)の場合は、この様式は提出不要です。

前年度の申請者情報を本市にて記載した書類と未記入
の書類をお送りしています。変更等がない場合は、記載
済の書類をそのままご提出ください。変更等がある場合
は、未記入の書類に記入の上、ご提出ください。

振込口座を変更する場合、提出してください。
(変更がない場合は、提出不要です。)

① 表紙



②開いて1ページ目



令和8年度 老人クラブ年間活動計画書

老人クラブ名：花畑老人クラブ

月	活動内容	月	活動内容
4	定例役員会	10	市老人クラブ大会
	会計監査		町内体育祭
	歩こう会		町内一斉清掃
5	日帰り旅行	11	グラウンドゴルフ大会
	春の交通安全運動（パトロール）		歩こう会（紅葉狩り）
6	町内一斉清掃	12	定例役員会
	健康講座（講師：栄養士）		保育園児とクリスマス会
7	市老連大研修会	1	町内パトロール
	実地研修会（工場見学）		どんどや
8	保育園夏祭り参加	2	定例役員会
	町内パトロール		健康講座（講師：包括支援センター）
	町内夏祭り		
9	定例役員会	3	定例役員会
	敬老の日イベント		町内パトロール
			校区老連例会

※ 記載内容を満たしていれば、別様式（既存の活動計画書の写し）で構いません。

(5)収入支出予算書

申5

令和8年度 老人クラブ収入支出予算書

1 収入 老人クラブ名(**花畑老人クラブ**)

費用	内 容	金 額(円)
会費	会費 1,000 円×会員数 50 人	50,000
事業収入	廃品回収など	16,500
寄付金	個人からの寄付等	0
助成金・補助金	市助成金、自治会からの補助金等	53,000
繰越金	令和7年度からの繰越金	2,000
その他収入	預金利子など	0
収入合計①		121,500

前年度の次年度への繰越の額と同額になります。

2 支出

費用	内 容	金 額(円)	
助成対象	役員報酬・謝礼金	クラブ役員の報酬、講演の謝礼など	40,000
	旅行費	研修やスポーツ、会員交流会等	20,000
	物品等購入費	活動に必要な物品や事務用品、弁当、お茶等	30,000
	場所代	有料の活動場所代	4,000
	電話・郵便代	安否確認やクラブ運営に必要な費用	5,000
	負担金・保険料	活動機会を提供する老連会費、活動保険料	15,500
	その他の費用		0
	小計②	助成対象経費	114,500
助成対象外	慶弔費・寄付金	冠婚葬祭	5,000
	アルコール飲料費		0
	その他の費用	金券	2,000
		小計③	補助対象外経費
支出合計④(②+③)		121,500	

その他の費用がある場合、内容と金額の内訳を記載してください。

収入合計①と支出合計④は同額になるように予算を組んでください。

(6) 会員名簿

申 6

(No. 1)

令和8年度 老人クラブ会員名簿

老人クラブ名：花畑老人クラブ

番号	氏 名	年齢	住 所 (町名まで)	備考 (役職等)
1	花畑 太郎	80	熊本市 中央区 手取本町	会 長
2	手取 花子	75	熊本市 中央区 手取本町	副会長
3	熊本 城	75	熊本市 中央区 上通町	会 計
4			熊本市 区	
5				
6				
7				
8			熊本市 区	
9			熊本市	
10			熊本市 区	
11			熊本市 区	
12			熊本市 区	

名簿は、ご本人の承諾を得た上で、ご記入ください。
記載内容に同意を得られなければ、お名前だけの記入でも結構です。

備考欄には役職等をご記入ください。



団体で作成している会則（最新版）を必ず提出してください。

※助成金申請手続き後に会則を変更した場合は、随時、お住まいの区の福祉課へ紙で変更後の会則をご提出ください。（随時の提出では、オンライン申請はご利用いただけません。）

1.1 随時受付（記載例）

(1)代表者変更届（変更時のみ提出してください）

代表者を変更した場合のみご提出ください。
オンライン申請で手続きされる場合は、同時に申請ができます。
回答フォームに必要事項を入力してください。

様式第9号（第13条関係）

代表者変更届

随1

年 月 日

熊本市長（宛）

老人クラブ名： 花畑老人クラブ

手取 校区 1 町内（地区）

（代表者）住 所：熊本市 中央 区 手取本町1-1

氏 名：会長 花畑 次郎

電 話：自宅（ 096 ） 328 — 2963

携帯（090）1111 — 0000

当クラブの代表者について、下記のとおり変更しましたので報告します。また、申請内容に影響しない軽微な修正を熊本市が

届出日時点の新代表者名を記入してください。

1 新代表者の氏名
上記、届出者氏名のとおり

2 変更の理由
任期満了のため

3 変更年月日
令和〇年〇月〇日

(2)解散届

解散届は、紙提出のみです。

オンライン申請で手続きされる方も、必ず紙で提出してください。
まずはお住まいの区の福祉課へご連絡ください。

様式第10号(第13条関係)

解 散 届

随2

年 月 日

熊本市長 (宛)

老人クラブ名: 花畑老人クラブ

手取 校区 1 町内(地区)

(代表者) 住 所: 熊本市 中央 区 手取本町1-1

氏 名: 会長 熊本 太郎

電 話: 自宅 (096) 328 - 2963

携帯 (090) 1111 - 0000

当クラブについて、下記のとおり解散しましたので報告します。また、提出書類について、申請内容に影響しない軽微な修正を熊本市が行うことに同意します。

記

1 解散の理由

~のため。

2 解散年月日

令和〇年〇月〇日

12 実績報告（記載例）

(1) 実績報告書

様式第5号(第8条関係)

実1

1

実績報告書

令和8年3月31日

熊本市長（宛）

老人クラブ名：花畑老人クラブ

手取 校区 1 町内(地区)

(代表者) 住 所：熊本市 中央 区 手取本町1-1

実績報告を行う日（3月31日時点）
の会長名をご記入ください。

氏 名：会長 手取 花子

電 話：自宅（096）328 — 2963

携帯（090）1111 — 0000

令和7年度の当クラブの事業実績について下記のとおり報告します。また、提出書類について、助成金額に影響しない軽微な修正を熊本市が行うことに同意します。

記

1 助成事業の名称

令和7年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金

2 活動月数

12 ヶ月

3 会員数（令和8年3月31日現在）

50 名

3月31日時点の会員数をご記入ください。

4 添付書類

- (1) 年間活動報告書
- (2) 収入支出決算書又は決算見込書

前年度の申請者情報を本市にて記載した書類と未記入の書類をお送りしています。変更等がない場合は、記載済の書類に「3 会員数」を記入の上、そのままご提出ください。変更等がある場合は、未記入の書類に記入の上、ご提出ください。

令和7年度 老人クラブ年間活動報告書

老人クラブ名：花畑老人クラブ

月	活動内容	月	活動内容
4	定例役員会	10	市老人クラブ大会
	会計監査		町内一斉清掃
	歩こう会		
5	春の交通安全運動（パトロール）	11	グラウンドゴルフ大会
			歩こう会（紅葉狩り）
6	町内一斉清掃	12	定例役員会
	会員への通知（介護予防に関する情報提供）		会員への通知（感染症予防に関する情報提供）
7	市老連大研修会	1	町内パトロール
	実地研修会（工場見学）		どんどや
8	町内パトロール	2	定例役員会
	町内夏祭り		健康講座（講師：包括支援センター）
9	定例役員会	3	定例役員会
	敬老の日イベント		町内パトロール
			校区老連例会

※ 記載内容を満たしていれば、別様式（既存の活動報告書の写し）で構いません。

令和7年度 老人クラブ収入支出決算書(決算見込書)

1 収入

老人クラブ名(**花畑老人クラブ**)

費用	内 容	金 額(円)
会費	会費 1,000 円 × 会員数 50 人	50,000
事業収入	廃品回収など	10,000
寄付金	個人からの寄付等	0
助成金・補助金	市補助金、自治会からの補助金等	53,000
繰越金	令和6年度からの繰越金	8,490
その他収入	預金利子など	10
収入合計①		121,500

2 支出

費用	内 容	金 額(円)	
助成対象	役員報酬・謝礼金	クラブ役員の報酬、講演の謝礼など	35,000
	旅行費	研修やスポーツ、会員交流会等	20,500
	物品等購入費	活動に必要な物品や事務用品、弁当、お茶等	28,020
	場所代	有料の活動場所代	5,000
	電話・郵便代	安否確認やクラブ運営に必要な費用	4,980
	負担金・保険料	活動機会を提供する老連会費、活動保険料	15,500
	その他の費用	ボランティア保険料	5,500
	小計②	助成対象経費	114,500
助成対象外	慶弔費・寄付金	冠婚	5,000
	アルコール飲料費		0
	その他の費用		0
	小計③	助成対象外経費	5,000
支出合計④(②+③)		119,500	
収入-支出⑤(①-④) 次年度へ繰越		2,000	

※ 記載内容を

「次年度へ繰越」に入る金額は、令和8年度予算書内の「令和7年度からの繰越金」欄に転記ください。

13 老人クラブの新規結成について

老人クラブを地域で新たに結成する場合は、結成に必要な費用を助成しております。助成金の額は、20,000円で、1回限りの助成です。手続き方法など詳しくは、各区福祉課へお問い合わせください。

14 老人クラブの解散について

様々な理由により、老人クラブを解散する際、熊本市から老人クラブ活動の助成金を受けてきた場合は、解散届（紙提出）が必要となります。その際は、各区福祉課へご相談ください

15 老人クラブ助成金に関する問い合わせ先

老人クラブ助成金に関するお問い合わせは、お住まいの区役所の福祉課までお願いします。

中央区福祉課：096-328-2311

東区福祉課：096-367-9127

西区福祉課：096-329-5403

南区福祉課：096-357-4129

北区福祉課：096-272-1118

作成 令和4年（2022年）3月

改訂 令和5年（2023年）2月

改訂 令和6年（2024年）2月

改訂 令和7年（2025年）2月

改訂 令和8年（2026年）2月

熊本市健康福祉局高齢者支援部高齢福祉課